明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国際観光ホテル整備法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁三六）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一三～二一五）　二
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産八一三）　二
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同八一四～八一八）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同八一九）　三
○保安林の指定を解除する件（同八二〇～八二四）　三
○計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件の一部を改正する件（経済産業一三五）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁八三、八四）　三
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境八二）　四
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一一七）　五
○道路に関する件（中部地方整備局一一八～一二一）　五
○道路に関する件（四国地方整備局五六～五八）　六

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　農林水産省　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十六年四月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、被害回復給付金裁定表記載、犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、無縁墳墓等改葬関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二六
会社その他

省　令

○国土交通省令第五十五号

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際観光ホテル整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国際観光ホテル整備法施行規則の一部を改正する省令

国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。